

国立大学法人電気通信大学における行政機関等匿名加工情報取扱規程

制定 令和4年3月14日規程第68号

(趣旨)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第123条第2項により適用する法第5章第5節の規定に基づき、国立大学法人電気通信大学（以下「本学」という。）における行政機関等匿名加工情報の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

2 本学における行政機関等匿名加工情報の取扱いについては、法、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）及び国立大学法人電気通信大学個人情報保護規程（以下「保護規程」という。）によるほか、この規程を適用する。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、法、規則及び保護規程において使用する用語の例による。

(様式等)

第3条 この規程において「規則別記様式」とは、規則に定める当該別記様式を本学が調整して、この規程を実施するために用いるものをいう。

2 この規程において「標準様式」とは、国の公表する当該標準様式を本学が調整して、この規程を実施するために用いるものをいう。

(提案の募集の公示)

第4条 法第109条及び規則第53条第2項の規定による行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集（以下「提案の募集」という。）に関して必要な事項は、当該提案について募集することを広く一般に周知するため、募集要綱（標準様式第3-1）として公示するものとする。

2 前項の募集要綱は、提案を予定する者に対して提案するために了知しておくべき情報を提供するものとする。

3 提案に用いる規則別記様式及び標準様式は、第1項の募集要綱に付録して供するものとする。

(提案の募集の実施)

第5条 提案の募集を開始する場合には、提案する者の利便性を考慮し、各年度の募集開始の日よりも前に、本学のウェブサイト次に掲げる事項を掲示する。

- (1) 提案の募集の開始日及びその期間
- (2) 提案の募集対象となる個人情報ファイルの一覧
- (3) 各個人情報ファイルの概要

2 前項第1号の期間は、当該年度内とし、年度をまたぐものとはしない。

(提案の募集の単位)

第6条 提案の募集は、原則として、個人情報ファイル単位で行うものとする。ただし、同種の個人情報ファイルを複数の部署にわたって保有している場合には、これら

を取りまとめて提案を募集することができる。

(提案の募集の対象となる個人情報ファイルの選定)

第7条 提案の募集の対象となる個人情報ファイルの選定は、保護規程第6条に規定する総括個人情報保護管理者(以下「総括保護管理者」という。)が行う。この場合において、総括保護管理者が必要と認めるときは、保護規程第11条に規定する委員会の意見を聴くものとする。

(提案の方法等)

第8条 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案は、提案書(規則別記様式第7)により行うものとする。

- 2 代理人によって前項の提案をする場合における当該代理人の権限を証明する書面は、委任状(標準様式第3-2)によるものとする。
- 3 第1項の提案書に添付する欠格事由に該当しないことを制約する書面は、誓約書(規則別記様式第8)によるものとする。
- 4 規則第54条第4項第3号又は第4号の規定により本学が適当又は必要と認める書類は、第4条の募集要綱に明示するものとする。
- 5 前各項の提案は、次に掲げる方法によるものとし、当該提出書類の受け付けは、本学における提案の募集を担当する受付窓口において処理する。

(1) 所定の受付時間に持参する方法

(2) 郵便により送付する方法

(審査した結果の通知方法及び通知事項)

第9条 前条の提案があったときに当該提案を審査した結果、所定の基準のいずれにも適合すると認めるときの法第112条第2項に規定する通知は、次に掲げる書類を添えて審査結果通知書(規則別記様式第9)により行うものとする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書(規則別記様式第10。以下「契約締結に関する申込書」という。)

(2) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約書(標準様式第3-3)

- 2 前条の提案があったときに当該提案を審査した結果、所定の基準のいずれかに適合しないと認めるときの通知は、審査結果通知書(規則別記様式第11)により行うものとする。

(利用料)

第10条 法第117条第3項の規定により納付しなければならない利用料は、次に掲げる方法により受領するものとする。

(1) 受付窓口において現金で納付する方法

(2) 本学が指定する金融機関等の口座に振込む方法

(3) その他本学が指定する方法

- 2 前項の利用料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)

- 3 前2項による定めは、本学のウェブサイトに掲載すること等により、一般の閲覧に供

する。

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結)

第11条 第9条第1項の通知を受けた者から契約締結に関する申込書の提出を受けたときは、当該申込者と本学の契約責任者との間で、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を行うものとする。

(準用)

第12条 第8条(同条第4項を除く。)及び第9条(同条第1項第1号を除く。)から第11条までの規定は、作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をする場合について準用する。この場合において、第8条第1項中「別記様式第7」とあるのは、「別記様式第12」と、第9条第1項中「別記様式第9」とあるのは「別記様式第13」と、同条第2項中「別記様式第11」とあるのは「別記様式第14」と読み替えるものとする。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、本学における行政機関等匿名加工情報の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。